

議題（2）令和6年度分地域公共交通計画別紙の変更について

地域公共交通計画変更届出書一式 (令和6年度分)

令和6年3月書面開催

第27回飯能市地域公共交通対策協議会

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 飯能市地域公共交通対策協議会
住 所 埼玉県飯能市大字双柳1-1
代表者氏名 会長 飯能市長 新井重治

地域公共交通計画変更届出書

令和5年9月26日付け国総地第83号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日 令和6年3月 日

○ 変更箇所 別紙のとおり

○ 変更理由 飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画に記載した各系統について、新たに車両減価償却費等補助を活用するため。

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

別紙

変更概要	変更前	変更後
車両減価償却費等補助の活用	なし	あり

変更箇所	内容
地域公共交通計画別紙 項目 11	車両減価償却費等補助の活用により、車両取得に係る目的・必要性を追記した。
同 項目 12	車両減価償却費等補助の活用により、車両の取得に係る定量的な目標・効果を追記した。
同 項目 13	車両減価償却費等補助の活用により、車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額について追記し、表 6 を添付した。
同 項目 18	協議会の開催状況と主な議論について追記した。

令和5年6月19日

(名称) 飯能市地域公共交通対策協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

○精明地区、加治地区

市内の公共交通が不十分である精明地区及び加治地区において令和3年3月10日から「飯能市乗合ワゴン」の実証運行を開始しました。当ワゴンについては、市内拠点のひとつである東飯能駅と各地区を結ぶ移動手段として、その運行内容について地域住民と共に検討し、導入に至ったものです。主に、運転免許を持たない高齢者等が買い物、通院等の日常の移動手段として便利に利用されており、今後も当該地区の主要な移動手段として維持・確保していく必要があります。

このため、本格運行の開始日である令和4年1月24日から地域公共交通確保維持事業により、飯能市乗合ワゴンの各路線（精明西・精明東・加治系統）を確保維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要です。

（第2次飯能市地域公共交通計画 51頁参照）

○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区

原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区にはそれぞれ国際興業バス中藤・中沢線、間野黒指線が運行していましたが、人口減少により利用者が極めて少ない状況であったことから、地域旅客運送サービス継続事業を活用して再編を実施します。運行内容については地域住民と検討し、令和4年9月1日から新しい形態での実証運行を開始しました。当該地区は山間地域であり、各地域拠点までの移動手段として、今後も沿線住民の通勤・通学や高齢者等の買い物、通院等の日常的な移動を叶えていく必要があります。

このため、実証運行の結果から利用ニーズを把握し、課題について検証した上で、本格運行の開始予定日である令和5年9月1日から地域公共交通確保維持事業（運行経費、車両購入費）を活用し、各路線を維持・確保していきます。

（第2次飯能市地域公共交通計画 52頁参照）

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

○精明地区、加治地区

- ・1便あたり平均利用者数（全系統合計）： 5人以上
- ・収支率（経常経費に対する経常収入の割合）： 20%以上

（第2次飯能市地域公共交通計画 24頁、66頁参照）

○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区

- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区） 3頁のとおり
- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（南高麗地区） 3頁のとおり

（2）事業の効果

○精明地区、加治地区

飯能市乗合ワゴンの各系統を維持することにより、市内精明地区及び加治地区における主に高齢者の買い物、通院等の日常の移動手段が確保される。また、全系統とも市内拠点の東飯能駅に接続していることから、軸となる鉄道路線又はバス路線に乗り換えることにより市内外への広域移動を叶えることができ、住民の外出促進及び地域の活性化につながる。

○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区

- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区） 3頁のとおり
- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（南高麗地区） 3頁のとおり

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

○精明地区、加治地区、原市場地区、南高麗地区

①市内の路線バス等を迷わず利用できるよう作成した「飯能市バスルートマップ」内に
飯能市乗合ワゴンの路線を掲載し、配布することで利用周知を図る。

(実施主体：市、交通事業者)

(第2次飯能市地域公共交通計画 56頁参照)

②沿線地域の住民に対して利用状況を情報発信するなどモビリティマネジメントを実施
するとともに、住民が「マイバス意識」を持って積極的にワゴンを利用し、路線が維持されるよう利用促進を行う。また、運行する路線を利用し、その路線を維持していくことを地域の責務とする。

(実施主体：市、地域、交通事業者)

(第2次飯能市地域公共交通計画 56頁参照)

③持続可能な移動手段となるよう、運行収入以外の収入源を確保するため、地域の事業者からの協賛制度等の方策について検討する。

(実施主体：地域、市、交通事業者)

(第2次飯能市地域公共交通計画 54、56頁参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

○精明地区、加治地区

飯能市は、「飯能市地域乗合交通事業運行経費補助金交付要領」に基づき、運行事業者に対して運行費用（4,993千円）から運行収入及び国庫補助金を差し引いた額を負担することとしている。

○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区

・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区） 2頁のとおり

・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（南高麗地区） 2頁のとおり

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

運行事業者からの利用実績データの提供により数値を確認するとともに、利用状況等を把握、分析することで事業の効果が得られているかを確認する。

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】	表5のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	(1) 事業の目標 該当なし (2) 事業の効果 該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	(1) 事業の目標 該当なし (2) 事業の効果 該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論	

- ・令和4年5月30日（第18回協議会）において、当計画別紙（案）について審議、承認された。
- ・令和5年3月29日（第23回協議会）において、「第2次飯能市地域公共交通計画」、「飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区）」及び「飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（南高麗地区）」（以下「関連計画等」という。）について審議、承認された。その後、令和5年3月31日に関連計画等を策定した。
- ・令和5年5月31日 国土交通大臣から飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区、南高麗地区）について認定を受けた。
- ・令和5年6月19日（第24回協議会）において、当計画別紙案について審議、承認された。

19. 利用者等の意見の反映状況

○精明地区、加治地区

飯能市乗合ワゴンの各系統の運行経路、運賃設定等の運行内容に関しては、令和2年度の実証運行の開始前に対象となる精明地区、加治地区、加治東地区的地域住民の代表者を対象に各地区3回検討会を開催し、意見交換を行った。また、運行開始以降、利用者アンケート、運転士による利用状況調査等により利用状況を把握しており、今後、必要に応じて運行内容に反映していく。また、ワゴン車内等において利用者からの意見を収集し、必要に応じて運行内容に反映していく。

○原市場地区、南高麗地区

国際興業バス中藤・中沢線、間野黒指線が維持困難となったことを受け、「地域旅客運送サービス継続事業」を活用しながら再編を実施している。新しい移動手段の運行経路等の運行内容については、原市場地区及び南高麗地区的地域住民の代表者を対象に各地区3回検討会を開催し、意見交換を行った。また、実証運行開始以降、乗込調査等により利用状況を把握し、運行上の安全面の確保を含めて運行内容の見直しを行った。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)埼玉県飯能市双柳1-1

(所 属)飯能市市民生活部交通政策課

(氏 名)井戸入 大輝

(電 話)042-973-2111(内線617)

(e-mail)kotsu@city.hanno.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります。）

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

令和5年6月19日
令和6年3月 日変更
(名称) 飯能市地域公共交通対策協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

○精明地区、加治地区

市内の公共交通が不十分である精明地区及び加治地区において令和3年3月10日から「飯能市乗合ワゴン」の実証運行を開始しました。当ワゴンについては、市内拠点のひとつである東飯能駅と各地区を結ぶ移動手段として、その運行内容について地域住民と共に検討し、導入に至ったものです。主に、運転免許を持たない高齢者等が買い物、通院等の日常の移動手段として便利に利用されており、今後も当該地区の主要な移動手段として維持・確保していく必要があります。

このため、本格運行の開始日である令和4年1月24日から地域公共交通確保維持事業により、飯能市乗合ワゴンの各路線（精明西・精明東・加治系統）を確保維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要です。

（第2次飯能市地域公共交通計画 51頁参照）

○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区

原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区にはそれぞれ国際興業バス中藤・中沢線、間野黒指線が運行していましたが、人口減少により利用者が極めて少ない状況であったことから、地域旅客運送サービス継続事業を活用して再編を実施します。運行内容については地域住民と検討し、令和4年9月1日から新しい形態での実証運行を開始しました。当該地区は山間地域であり、各地域拠点までの移動手段として、今後も沿線住民の通勤・通学や高齢者等の買い物、通院等の日常的な移動を叶えていく必要があります。

このため、実証運行の結果から利用ニーズを把握し、課題について検証した上で、本格運行の開始予定日である令和5年9月1日から地域公共交通確保維持事業（運行経費、車両購入費）を活用し、各路線を維持・確保していきます。

（第2次飯能市地域公共交通計画 52頁参照）

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

○精明地区、加治地区

- ・1便あたり平均利用者数（全系統合計）： 5人以上
- ・収支率（経常経費に対する経常収入の割合）： 20%以上

（第2次飯能市地域公共交通計画 24頁、66頁参照）

○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区

- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区） 3頁のとおり
- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（南高麗地区） 3頁のとおり

（2）事業の効果

○精明地区、加治地区

飯能市乗合ワゴンの各系統を維持することにより、市内精明地区及び加治地区における主に高齢者の買い物、通院等の日常の移動手段が確保される。また、全系統とも市内拠点の東飯能駅に接続していることから、軸となる鉄道路線又はバス路線に乗り換えることにより市内外への広域移動を叶えることができ、住民の外出促進及び地域の活性化につながる。

○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区

- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区） 3頁のとおり
- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（南高麗地区） 3頁のとおり

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

○精明地区、加治地区、原市場地区、南高麗地区

①市内の路線バス等を迷わず利用できるよう作成した「飯能市バスルートマップ」内に
飯能市乗合ワゴンの路線を掲載し、配布することで利用周知を図る。

(実施主体：市、交通事業者)

(第2次飯能市地域公共交通計画 56頁参照)

②沿線地域の住民に対して利用状況を情報発信するなどモビリティマネジメントを実施
するとともに、住民が「マイバス意識」を持って積極的にワゴンを利用し、路線が維持されるよう利用促進を行う。また、運行する路線を利用し、その路線を維持していくことを地域の責務とする。

(実施主体：市、地域、交通事業者)

(第2次飯能市地域公共交通計画 56頁参照)

③持続可能な移動手段となるよう、運行収入以外の収入源を確保するため、地域の事業者からの協賛制度等の方策について検討する。

(実施主体：地域、市、交通事業者)

(第2次飯能市地域公共交通計画 54、56頁参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

○精明地区、加治地区

飯能市は、「飯能市地域乗合交通事業運行経費補助金交付要領」に基づき、運行事業者に対して運行費用（4,993千円）から運行収入及び国庫補助金を差し引いた額を負担することとしている。

○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区

・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区） 2頁のとおり

・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（南高麗地区） 2頁のとおり

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

運行事業者からの利用実績データの提供により数値を確認するとともに、利用状況等を把握、分析することで事業の効果が得られているかを確認する。

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区 当該系統は、現在ワゴン車両2台と予備車両1台で運行している。予備車両1台については老朽化が進んでおり、今後、より持続的、安定的に運行サービスを提供していく上で、車両1台を導入する必要がある。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 老朽化が進む車両の代替として新たに1台導入し、3台での運行体制を確保する。
(2) 事業の効果 当該地区における持続的、安定的に運行サービスの提供に寄与する。
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表6のとおり なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する原市場01系統、原市場02系統、南高麗01系統及び南高麗02系統の車両の取得について、購入費用予定額10,833千円のうち、飯能市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 該当なし
(2) 事業の効果 該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和4年5月30日（第18回協議会）において、当計画別紙（案）について審議、承認された。
- ・令和5年3月29日（第23回協議会）において、「第2次飯能市地域公共交通計画」、「飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区）」及び「飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（南高麗地区）」（以下「関連計画等」という。）について審議、承認された。その後、令和5年3月31日に関連計画等を策定した。
- ・令和5年5月31日 国土交通大臣から飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区、南高麗地区）について認定を受けた。
- ・令和5年6月19日（第24回協議会）において、当計画別紙案について審議、承認された。
- ・**令和6年3月書面協議（第27回協議会）において、当計画別紙の変更案について審議、承認された。**

19. 利用者等の意見の反映状況

○精明地区、加治地区

飯能市乗合ワゴンの各系統の運行経路、運賃設定等の運行内容に関しては、令和2年度の実証運行の開始前に対象となる精明地区、加治地区、加治東地区的地域住民の代表者を対象に各地区3回検討会を開催し、意見交換を行った。また、運行開始以降、利用者アンケート、運転士による利用状況調査等により利用状況を把握しており、今後、必要に応じて運行内容に反映していく。また、ワゴン車内等において利用者からの意見を収集し、必要に応じて運行内容に反映していく。

○原市場地区、南高麗地区

国際興業バス中藤・中沢線、間野黒指線が維持困難となったことを受け、「地域旅客運送サービス継続事業」を活用しながら再編を実施している。新しい移動手段の運行経路等の運行内容については、原市場地区及び南高麗地区的地域住民の代表者を対象に各地区3回検討会を開催し、意見交換を行った。また、実証運行開始以降、乗込調査等により利用状況を把握し、運行上の安全面の確保を含めて運行内容の見直しを行った。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 埼玉県飯能市双柳1-1

(所 属) 飯能市市民生活部交通政策課

(氏 名) 井戸入 大輝

(電 話) 042-973-2111 (内線 617)

(e-mail) kotsu@city.hanno.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

新(追加)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別 イ 口 ハ	乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
飯能市	国際興業(株)	1	原市場地区 (5) 行政センター系統 (原市場01)	小型車両	—	非標準仕様	14	令和6年4月	○ 一括
飯能市 青梅市			(6) 新寺系統 (原市場02)						
南高麗地区 (7) 小学校系統 (南高麗01)									
南高麗地区 (8) 行政センター系統 (南高麗02)									

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、口欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。

2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。

3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。

5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。